■第３期計画【第５章】評価シート

基本目標５　働き方改革の推進、こどもの権利擁護の推進

政策	施策	NO.	事業名	事業内容	ア：第３期計画期間（令和７年度）における取組内容の総括	評価	イ：第３期計画期間（令和８年度）における取組・方向性	展開	担当課
⑴　こどもの貧困の解消に向けた対策の推進との両立支援	①　生活の安定に資するための支援	164	生活困窮者自立支援事業	生活保護の受給に至る前の段階の自立を支援するため、生活困窮者への自立相談支援や住居確保給付金を支給します。また、様々な専門機関と連携し、自立の促進を図ります。	相談件数は令和６年度と概ね横ばいとなり、相談者一人ひとりに対してきめ細かい支援ができた。	B	物価高騰が続き、引き続き生活困窮者は後を絶たない状況が続くことが想定される。今後も継続して各種制度の利用、専門機関との連携を実施し、生活困窮者の自立の支援を図る。	継続	福祉総務課
	②　就業生活の安定と向上に資するための保護者等の就労支援	165	再就職・再雇用の支援	情報紙の掲示及び配布により、求職者を支援しています。求人情報を本庁舎１階ロビーに掲示及び配布します。	求人情報を本庁舎１階ロビーに掲示した。	A	引き続き実施する。	継続	企業活動支援課
		166	雇用対策協議会への参画	雇用問題等について適切な解決を図り、経済興隆に寄与することを目的とする雇用対策協議会に参画します。	熊谷地区雇用対策協議会に参画し、雇用問題等について適切な解決を図った。	A	引き続き実施する。	継続	企業活動支援課
		167	就職支援セミナーの開催	就職や起業等を希望する女性に対して、様々な情報提供を行うとともに、能力開発のためのセミナーを開催します。	埼玉県女性キャリアセンターとの共催して在宅ワーカー育成セミナー、就職支援セミナーを開催した。 ・在宅ワーカー育成セミナー参加者数：６７人 ・就職支援セミナー参加者数：３４２人	A	引き続き実施する。	継続	男女共同参画室
		168	労働条件改善の促進	労働問題に関する知識の向上を図るため、労働セミナーを開催しています。また、メンタルヘルス対策、労働基準法等の周知・普及を図ります。	埼玉県と共催で労働基準法等に関する動画配信を実施した。	A	引き続き実施する。	継続	企業活動支援課
	③　経済的支援	169	生活保護事業	生活しているうちに病気やケガなどにより働けなくなったり、働き手が死亡したりして、生活に困っている方に対して、国民の生存権の保障を規定した憲法25条の理念に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、自分で自分の暮らしを支えられるよう支援します。	生活保護の相談や申請については、面接相談員やケースワーカーが各種相談に対応した。また、保護受給中の世帯に対しては、担当ケースワーカーが生活状況を把握し、必要に応じて助言や支援を行うとともに、関係機関との情報共有・連携を図った。	B	生活保護の相談や申請については、引続き、面接相談員やケースワーカーが各種相談に対応する。また、保護受給中の世帯に対しては、担当ケースワーカーが生活状況を把握し、必要に応じて助言や支援を行うとともに、関係機関との情報共有を図り、連携を強化する。なお、高校卒業後就職する者に対して、就職準備給付金の給付を行う。	継続	生活福祉課
		170	学童保育料の減免	学童保育料の負担が困難な家庭に対し、一定の基準により減免制度を実施します。	生活保護世帯、市町村民税の非課税世帯は保育料を全額免除した。市町村民税の均等割りのみ課税世帯は２分の１免除を行った。 ・生活保護世帯　４人 ・市町村民税非課税世帯　１２０人 ・市町村民税均等割世帯　２３人	A	引き続き実施する。	継続	保育課
		171	児童生徒就学援助事業	経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ります。	義務教育の円滑な実施を図るため、経済的理由により、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費等を補助し就学援助を図った。 ・小学校　１，０４７人　８０，２０５，４５３円 ・中学校　　７５７人　７７，９９６，０４４円	B	引き続き実施する。	継続	教育総務課
		172	育英資金貸付事業	経済的な理由により高等学校以上の学校への進学困難な方に対し学資を貸与します。	新規４名、継続２９名、計３３名に対し育英資金の貸与を行った。 ・貸付額　１１，３４０，０００円	B	引き続き実施する。	継続	教育総務課
		173	入学準備金貸付事業	高等学校等に入学する方のため、その入学金の調達が困難な保護者に入学準備金を貸し付けることにより、経済的負担の軽減を図ります。	高校生１名、大学生等６名、計７名に対し入学準備金の貸与を行った。 ・貸付額　３，１５０，０００円	B	引き続き実施する。	継続	教育総務課

政策	施策	NO.	事業名	事業内容	ア：第３期計画期間（令和７年度） における取組内容の総括	評価	イ：第３期計画期間（令和８年度） における取組・方向性	展開	担当課
⑵　ひとり親家庭の 自立支援の推進	①　ひとり親家庭の 自立支援の推進	174	母子・父子家庭相談	ひとり親家庭へ相談支援を行います。相談者の要望にあった関係機関、子育てサービス等の情報を提供します。	ひとり親家庭等からの要望に対して、情報を提供した。	B	引き続き実施する。	継続	こども政策課
		175	児童扶養手当	父又は母のいない家庭や、父又は母が一定の障害の状態にある家庭等の児童について、その児童の父、母又は養育者に対し、児童が18歳に到達する年度末まで手当を支給します。児童の健全育成及び福祉の増進を図ります。	ひとり親家庭等に対して手当を支給することにより、児童の健全育成及び福祉の増進を図った。	B	引き続き実施する。	継続	こども政策課
⑵　ひとり親家庭の 自立支援の推進	①　ひとり親家庭の 自立支援の推進	176	遺児手当	両親又は片親が死亡している義務教育修了前の児童を養育する保護者に手当を支給します。また、遺児が小学校または中学校に入学する際に就学支度金を支給し、児童の生活の向上及び福祉の増進を図ります。	令和７年10月から制度改正を行い、18歳年度末までの児童を対象とし、支給額の増額も行った。	B	引き続き実施する。	継続	こども政策課
		177	母子及び父子並びに 寡婦福祉資金貸付	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養している児童の福祉増進のために、必要な資金を貸し付ける県の制度です。	県の制度であるが、市で受付等を行い、必要な資金貸付の支援を行った。 ・申請受付件数：１１件	B	引き続き実施する。	継続	こども政策課
		178	母子父子世帯向け 市営住宅	限られた住宅ストックのなかで、可能な範囲で母子父子世帯向け住宅を増やし、公募を行います。	母子父子世帯向け住戸としてのべ２戸を募集したところ、１件の入居があった。	B	引き続き、空き住戸において公募を行う。	継続	営繕課
		179	母子家庭等自立支援事業	母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用の安定と就業の促進を図ることを目的とした事業です。ホームページや市報等に掲載し、事業周知に努めます。また、関係機関との連携を図ります。	資格を取得するために修業している母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、給付金を支給した。	B	引き続き実施する。	継続	こども政策課
		180	母子家庭等への就業支援	ハローワークマザーズコーナーとの連携を図り、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を支援します。	児童扶養手当現況届の受付会場付近において、３日間の相談会を実施した。	B	引き続き実施する。	継続	こども政策課
		181	ＤＶ被害者 自立支援の充実	ＤＶ被害者が自立できるよう関係機関と連携し、様々な支援を行います。	ＤＶ被害者が転宅先で安心して生活、自立できるよう、従前及び転宅先市町村、管轄警察署、庁内関係各課と連携し、支援を行った。	A	引き続き実施する。	継続	男女共同参画室
		182	母子生活支援施設等 入所支援事業	配偶者のいない女子等で、その監護するべき児童の福祉に欠けるところがある場合、母子生活支援施設へ入所措置をします。妊産婦が保健上必要であるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合には、助産施設へ入所措置をします。	母子生活支援施設及び助産施設への入所措置実績なし。	B	引き続き実施する。	継続	こども相談課
		183	養育費確保支援事業	養育費の取決めを行うひとり親家庭に対し、養育費の継続した履行確保を図るため、必要経費の一部を補助します。	養育費の取り決めを行ったひとり親家庭に対して、取り決めに要した必要経費の一部を補助した。	B	引き続き実施する。	継続	こども政策課

政策	施策	NO.	事業名	事業内容	ア：第３期計画期間（令和７年度） における取組内容の総括	評価	イ：第３期計画期間（令和８年度） における取組・方向性	展開	担当課
⑶　障害児施策の充実	①　障害児保育の充実	184	障害児保育事業	集団保育が可能な障害児を対象に、保育所で行う統合保育です。関係機関と連携を図りつつ支援します。また、専門的な支援を必要とする障害児への支援体制の整備に努めます。	集団保育が可能な障害児を対象に、保育所で行う統合保育。関係機関と連携を図りつつ支援する。	B	引き続き実施する。	継続	保育課
	②　居宅における 障害児の養育支援	185	障害児生活サポート事業	在宅の障害児の生活を支援するため、市の登録団体の提供するサービスを利用した場合に、その費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上及び介護者の負担の軽減を図っています。また、真に必要な登録利用者へ制度の周知を図ります。	在宅の障害児の生活を支援するため、市の登録団体の提供するサービスを利用した場合に、その費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上及び介護者の負担の軽減を図った。 ・利用登録者数　１，２１５人 ・対象時間　　１１，３６６．５時間	B	引き続き実施する。	継続	障害福祉課
		186	児童居宅介護 （ホームヘルプサービス）	在宅の障害児が、ホームヘルパーの派遣による居宅介護サービスを利用した場合の費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上を図っています。制度の周知及び必要性やニーズを的確に捉えサービスの支給に取り組みます。	在宅の障害児が、ホームヘルパーの派遣による居宅介護サービスを利用した場合の費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上を図った。 ・支給決定者数　２７人 ・延べ支給決定時間　８４３時間	B	引き続き実施する。	継続	障害福祉課
		187	児童短期入所 （ショートステイ）	一時的に家庭での介護が受けられなくなった障害児が、指定事業所に短期間入所し、入浴、排泄(せつ)及び食事の介護等の支援を受けた場合に、その費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上を図っています。制度の周知及び必要性やニーズを的確に捉えサービスの支給に取り組みます。	一時的に家庭での介護が受けられなくなった障害児が、指定事業所に短期間入所し、入浴、排泄及び食事の介護等の支援を受けた場合に、その費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上を図った。 ・支給決定者数　４７人 ・延べ支給決定日数　４６４日	B	引き続き実施する。	継続	障害福祉課
	②　居宅における 障害児の養育支援	188	児童発達支援	未就学の障害児が、指定事業所において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を受けた場合に、その費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上を図ります。制度の周知及び必要性やニーズを的確に捉えサービスの支給に取り組みます。	未就学の障害児が、指定事業所において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を受けた場合に、その費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上を図った。 ・支給決定者数　２８５人 ・延べ支給決定日数　４，４２１日	B	引き続き実施する。	継続	障害福祉課
		189	放課後等デイサービス	学校(大学を除く。)に就学している障害児が、授業の終了後又は休日に、指定事業所において生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進等の支援を受けた場合に、その費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上を図ります。制度の周知及び必要性やニーズを的確に捉えサービスの支給に取り組みます。	学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障害児が、授業の終了後又は休日に、指定事業所において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を受けた場合に、その費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上を図った。 ・支給決定者数　５４１人 ・延べ支給決定日数　１１，１８８日	B	引き続き実施する。	継続	障害福祉課
	③　障害児の療育の充実	190	あかしあ育成園の 療育内容の充実	「あかしあ育成園」の保育と療育を充実し、障害児の福祉の向上を図ります。	「あかしあ育成園」の保育と療育を充実し、障害児の福祉の向上を図った。	B	引き続き実施する。	継続	保育課
	④　リハビリテー ションの充実	191	機能訓練・保育の充実	児童発達支援事業所である「あかしあ育成園」において、心身に障害のある児童に対し機能回復に必要な指導及び訓練を行い、その育成を図るとともに保護者にもその訓練方法の会得を図ります。	児童発達支援事業所である「あかしあ育成園」において、心身に障害のある児童に対し機能回復に必要な指導及び訓練を行い、その育成を図るとともに保護者にもその訓練方法の会得を図った。	B	引き続き実施する。	継続	保育課
	⑤　放課後等における 居場所の確保	192	放課後児童健全育成事業における障害児の受入れの推進	保護者が労働等で昼間家庭にいない障害児で、集団保育と通所が可能な方を対象として受け入れます。	障害の種類・程度・小学校からの登室方法などに配慮し、障害児の受け入れを行った。	A	引き続き実施する。	継続	保育課

政策	施策	NO.	事業名	事業内容	ア：第３期計画期間（令和７年度） における取組内容の総括	評価	イ：第３期計画期間（令和８年度） における取組・方向性	展開	担当課
⑶　障害児施策の充実	⑥　特別支援教育の充実	193	特別支援教育の充実	障害児等の適応指導、相談を行っています。常時、保護者等が相談できる体制を整備し、発達障害を含む障害のある児童生徒の教育的ニーズを掌握する取組を行います。	通級指導教室において、児童生徒に寄り添い、その教育的ニーズに応じた指導を行った。特別支援学級等における児童生徒の現状把握をつぶさに行い、学校への適切な助言を行った。就学相談では、就学先についての合意形成のために、児童の実態を丁寧に把握した。	A	引き続き実施する。	継続	教育研究所
		194	障害児のための学校の 施設・設備の充実	障害のある児童・生徒の必要性に応じてスロープ・多機能トイレを設置しています。ノーマライゼーション教育推進事業との連携も図ります。学校や社会の要望あるいは法令等による施設・設備の改修・設置を行います。	トイレ改修事業実施により、最後の２校である別府小、吉見小に多機能トイレを整備し、全小中学校への整備が完了した。	F	Ｒ７年度ですべての市内小中学校のトイレ整備が完了した。（事業終了）	事業廃止	教育総務課
		195	ノーマライゼーション 教育の推進事業に 基づく支援籍制度の推進	特別支援学校との更なる連携を図り、特別支援学校のセンター的機能や通常学級支援籍を活用し、ノーマライゼーション教育を推進します。	特別支援学校との更なる連携を図り、特別支援学校のセンター的機能や通常学級支援籍を活用し、ノーマライゼーション教育を推進した。	B	引き続き実施する。	継続	教育研究所
		196	特別支援学級の整備推進	各小・中学校の特別支援教育体制の充実を図ります。また、児童生徒の個別の教育的ニーズに応じるための特別支援学級を整備します。	各小中学校の特別支援教育体制の充実を目指している。また、児童生徒の個別の教育的ニーズに応じるための特別支援学級や通級指導教室を整備した。	B	引き続き実施する。	継続	教育研究所
	⑦ 各種支援制度の充実	197	特別児童扶養手当等の 充実	精神又は身体に一定の障害のある20歳未満の児童を育てている方に対して手当を支給し、経済的負担の軽減を図ります。	精神又は身体に一定の障害のある２０歳未満の児童を育てている方に対して手当を支給し、経済的負担の軽減を図った。	B	引き続き実施する。	継続	障害福祉課
		198	重度心身障害児 医療費助成	重度の身体障害及び知的障害のある方に対して医療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、病気の早期発見と早期治療の促進を図り、福祉の向上を図ります。	重度の身体障害、知的障害及び精神障害のある方に対して医療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、病気の早期発見と早期治療の促進を図り、福祉の向上を図った。 ・助成件数　９０,０９３件 ・受給資格登録者数　４，１０６人 （件数、登録者数には大人も含む） （令和８年３月現在）	B	引き続き実施する。	継続	障害福祉課
⑶　障害児施策の充実	⑦ 各種支援制度の充実	199	補装具、生活用具の給付	身体障害児の日常生活を容易にするため、補装具や日常生活用具を給付・貸与し、障害児の福祉の向上を図ります。	身体障害児の日常生活を容易にするため、補装具や日常生活用具を給付・貸与し、障害児の福祉の向上を図った。 〇日常生活用具 ・介護訓練支援用具４件 ・自立生活支援用具１件 ・在宅療養等支援用具３件 ・情報意思疎通支援用具１件 ・排泄管理支援用具３００件 ・小児慢性２件 〇補装具 ・購入費補助４９件、修理費補助２１件	B	引き続き実施する。	継続	障害福祉課
		200	障害児福祉手当	日常生活において常時の介護を必要とする在宅の重度障害児に対して手当を支給し、経済的負担の軽減を図ります。	日常生活において常時の介護を必要とする在宅の重度障害児に対して手当を支給し、経済的負担の軽減を図った。 ・受給者数　６７人（令和８年３月現在）	B	引き続き実施する。	継続	障害福祉課
		201	相談支援体制の充実	障害のある方やその家族などの身近な相談窓口として「障害者基幹相談支援センターくまさぽ」を本庁舎内に設置し、相談内容に応じた情報提供を行っています。こども家庭センターや児童発達支援センター等の関係機関と連携し、地域における相談支援の中核的な役割を担うことにより、相談体制の充実を図ります。また、高次脳機能障害や強度行動障害などの障害特性に応じた相談支援体制の整備に努めます。	「障害者基幹相談支援センターくまさぽ」は、障害福祉分野における総合相談、専門相談窓口として機能し、利用者のニーズに沿った専門機関の紹介や福祉サービスの利用支援へと繋がった。また、地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談体制の充実を図った。 ・相談件数：全体延べ９５１件 （うち　障害児　延べ１５２件）	B	引き続き実施する。	継続	障害福祉課